

# 妊婦のための支援交付金事業のご案内

子ども・子育て支援法の改正により、玉城町出産・子育て応援交付金事業（たまハグギフト）は令和7年3月31日で終了し、令和7年4月1日から「妊婦のための支援給付」制度が開始されました。

なお、新制度により給付にかかる申請方法や給付要件等も変わります。

## 妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）

妊娠期からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、切れ目のない支援を行うため、保健師等による面談などを通して出産・育児に関する不安をお伺いし、必要な支援につなげるものです。玉城町ではマイ保健師が、妊娠届出時・赤ちゃん訪問の機会に面談します。また妊娠8か月頃にアンケートを郵送させていただきます

## 妊婦のための支援給付（経済的支援）

妊婦を対象に、妊娠による心身の負担軽減を目的として、産前産後の期間に妊娠に対して5万円、妊娠している子どもの人数に応じて5万円を支給します。

※所得制限はありません。

給付要件 内容等	妊婦支援給付金（1回目） 【妊婦給付認定申請】	妊婦支援給付金（2回目） 【胎児数の届出】
対象者	妊娠の届出をした妊婦さん	妊婦給付認定を受けた妊婦さん (玉城町で妊婦給付認定申請し、認定を受けた妊婦さん)
申請書・届出書	妊婦給付認定申請書	胎児の数の届出書
申請届出方法	妊娠の届出時に申請	赤ちゃん訪問等実施時にお渡しするご案内に沿って申請
申請・届出期間	医療機関で胎児心拍が確認された日 (受診日) から2年間	出産予定日の8週間前から2年間
給付内容	妊婦さん一人当たり5万円	お子さん一人当たり5万円

### <注意点>

- 申請(届出)日時点で玉城町民であることが給付条件です。
- 妊産婦名義への口座振り込みとなり、妊産婦以外の名義の口座は指定できません。
- 同一の妊娠により、他の自治体で同事業による給付を受けた方は給付対象外です。  
(1回目・2回目いずれも、複数の自治体から二重に給付を受けることはできません。)
- 「出産応援ギフト」を受給した方や他の自治体で「妊婦支援給付金(1回目)」を受給した方で、「妊婦支援給付金(2回目)」を玉城町で受給する場合は、改めて妊婦給付認定申請等をしていただく必要があります。
- 生化学的妊娠(妊娠検査薬等で妊娠反応が陽性になったにもかかわらず、超音波検査で子宮の中に胎嚢が確認できないもの)および妊娠が継続できない異所性妊娠(子宮外妊娠等)の方は給付の対象外となります。

問い合わせ先：玉城町地域共生室 子育て支援係 電話：0596-58-8000

(平日 月・水・金曜：午前8時45分～午後4時30分、火・木曜：午前8時45分～午後7時00分)